

平成19年3月26日（月）
国土交通省6階618会議室

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第6回下水道小委員会

議事録

国 土 交 通 省

出席者：松尾委員長、三井委員、井出委員、櫻井委員、虫明委員、岸井臨時委員、佐々木臨時委員、大久保専門委員、田村専門委員、沼尾専門委員
中島都市・地域整備局長、江藤下水道部長、榊田企画課長、青木下水道企画課長、栗原下水道事業課長、清水流域管理官 他

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。本日は お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第6回下水道小委員会を開催させていただきます。

事務局として冒頭の進行を務めさせていただきます、下水道企画課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員は、現在のところ、12名中8名でございまして、本委員会の議事運営に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、C委員はまだ来られていませんが、ほどなく来られると思います。また、I委員におかれましては、ご連絡がございまして、途中からご参加されるとお聞きしております。

次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料1、2、参考資料1、2の計4種類の資料をお配りしてございます。参考資料といたしましては、第5回の議事概要と議事録を配付させていただいております。前回ご出席いただきました委員の方々には事前にお目通しをいただいておりますので、これを公表させていただきたいと考えております。特にお気づきの点がございましたら、委員会終了時に事務局までお申し出いただきたいと思います。

なお、本来であれば、本日ご出席の委員の皆様をご紹介すべきところでございますが、討議の時間を十分にとらせていただきたいと存じますので、大変恐縮ではございますけれども、お手元の委員名簿及び配席図をもってご紹介にかえさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入らせていただきます前に、昨日ありました能登半島地震におけます下水道施設の被災状況につきまして簡単にご説明申し上げたいと思います。

(能登半島地震の報告)

○事務局 下水道事業課長の栗原でございます。「能登半島地震による下水道施設の被災状況について」の資料と後程配布しました写真でご説明申し上げます。

ご承知のとおり、昨日の3月25日、9時42分ごろ、能登半島地震が起きました。マグニチュードが暫定値でございますけれども6.9で、震度6強が七尾市、輪島市、穴水町、震度6弱、震度5強、震度5弱は石川県のほか富山県富山市、新潟県刈羽村などに及んだものでございます。

発災後、直ちに本省、地方整備局、県及び関係の市町村が協力いたしまして、現在までのところ、情報収集と必要な対応をまいりました。11時半現在の被災状況でございますが、震度6強の輪島市の門前水質管理センターにおきまして、場内処理水再利用の配管の一部、施設周辺の地盤に多少の陥没が起きております。また、汚泥処理施設につきまして、ブロワー用コンプレッサーの故障、汚泥脱水機のホッパーの台座がずれたということの報告がございましたが、基本的に水処理機能への影響は出ておりません。

同じく、輪島市の下水管渠でございますが、マンホールが36箇所隆起しております。そのうち一番ひどいもので、1メートルを超えるものが1カ所ございました。それを今写真でお配りいたしました。残りの35箇所は20センチから30センチ程度ということで、全体として下水の流下能力、あるいは下水処理機能に影響はないと、現時点で聞いております。

このように下水道施設への影響が小さかった理由としては、輪島市などの下水道普及が比較的新しく、例えば、輪島市では全管路延長129キロのうち4分の3の97キロが平成10年度以降の耐震化基準に基づいて埋設されているものであったためと考えております。震度6強の珠洲市でございますが、同じくマンホール、6箇所破損しておりますが、排除機能、水処理機能に影響はないと報告を受けております。

その他でございますが、上記以外の石川県内の下水処理場、新潟県、富山県の下水道につきましては、現在までのところ異常が確認されておりません。一部新聞などで下水道が使えない、トイレの使用に支障があるという報道がされておりますが、これは下水道が停止したというよりは、水道が断水して水が確保できないということだと、現時点で認識しております。

本日以降の対応でございますが、国土交通省といたしまして、北陸地方整備局、国総研からそれぞれ1名を派遣いたします。中部ブロック応援本部、これは阪神・淡路の教訓を踏まえまして、あらかじめ広域の単位に支援協定を結んでおります。今回もそれを発動させまして、幹事県である富山県と、副幹事市の名古屋市、それぞれ1名、5名を現地に派遣いたしました。上記調査団は既に合流しておりまして、県庁で打ち合わせをし、現地調

査に入っております。これとは別に、下水道事業団が処理場を中心に、関東北陸総合事務所から5名、既に現地に入っているところでございます。

以上でございます。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと存じます。これからの進行は松尾委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。皆さん、お忙しいところ、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の予定は、資料2－1に目次がありまして、資料2－2が本体の報告書原案ということであります。この委員会のそもそものミッションが何であったかということがわからなくなっているところがありますが、その答としては本日配布されている報告書の原案がお手元にあるものであるとお考えいただければ良いのだらうと思います。

何を答えなければいけなかったのか、求められた問いかけと、それに対して適切に報告書原案ができているかどうかをご検討いただき、また、この報告書原案の中でまだ足りないのではないかとということがあれば、ご指摘をいただいて、もう一度最終報告書（案）を用意するという手順になろうかと思っております。

もとに戻るわけではないのですが、最初にこの委員会のミッションについてご説明いただき、その上で報告書原案をご説明いただくほうが良いかと思えます。

新しい時代における下水道のあり方に関し、基本的な考え方、中長期の目標、講ずべき施策と持続的な下水道を実現するための管理と経営のあり方、及び法律上付則すべき事項等について、都市計画部会への報告として取りまとめる。第2回の資料2の2ページ目の19年3月というところが現時点だと思います。

○事務局 この委員会の役割としては、第1回目の参考資料2の下水道小委員会による検討にある①から④までを検討いただくものです。1点目は新たな役割とその推進方策はいかにあるべきかということです。2点目が未普及地域の整備手法はいかにあるべきか。3点目は機能向上について中長期的な整備目標と戦略的な推進方策はいかにあるべきかということ。4点目は適正な施設管理と経営の健全化はいかに図るべきか。この4点について、ご検討をお願いしたいということになっております。

○委員長 わかりました。ご説明いただいたものと第2回の資料2にある19年3月にある進め方とあわせて考えれば良いということになりますね。そういう趣旨でございますの

で、このことをご理解の上でこれからのご説明をいただきたいと思います。それでは、よろしく願います。

○事務局 それでは、私のほうから報告書の原案につきましてご説明申し上げたいと思います。お手元にご置きます資料2によりましてご説明申し上げます。あくまでもたたき台でございますので、本日のご意見をいただきまして、できれば練り直したいと考えております。よろしく願いたいと思います。

（下水道小委員会報告の目次について）

まず、資料2－1の目次をごらんいただきたいと存じます。1.の「はじめに」というところが、委員長からもございました諮問の要約ということで、いわばこの小委員会のミッションということになってございます。

2.でございますけれども、「基本的課題認識」ということで、前回お示ししたもののから若干整理いたしました。「(1)の下水道整備の現状と課題」が、これまでやってきたことと、その結果生じた課題について整理してございます。「(2)社会状況の変化」については新たに生じてきたような問題について書いてございます。

3.のところでございますけれども、これからの下水道施策の基本的考え方でございます。前回は5.のところで講ずべき施策の総論という形で入ってございましたけれども、本日ご提示いたします整備目標と講ずべき施策、これにつきましては施策別に目標と施策を4.でまとめて書きましたので、その分を上に戻しまして(3)ということにいたしました。(1)が「これからの下水道の役割」ということで、前回ご説明申し上げましたけれども、それを再整理してございます。「(2)講ずべき基本的事項」でございますけれども、これは前回ございませんでしたが、今回制度設計に当たっての基本的方向性ということで3点ほど整理させていただいております。(3)の施策展開の方向性というのは、先ほど申しましたように、講ずべき施策の総論部分でございまして、だれがやるのかという主体の問題と、施策をどうやってやるのかということを②から④まで書いてあるところでございます。

4.は、整備目標、長期、中期、短期と、具体的な講ずべき施策についてご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。5.は着実に進めるべき施策としまして、いわば横断的な施策につきまして、執行体制の整備、技術開発、国際協力という3点につ

いて整理したものでございます。

（下水道小委員会報告書「１．はじめに」について）

それでは、中身、資料２－２に基づきましてご説明申し上げたいと存じます。１ページでございますけれども、「はじめに」ということで、今ございました、この小委員会の何をやるのかということで、問題意識とどういう点について検討したのかということで書いてございます。

順次申し上げます。これまで下水道は公衆衛生の向上、都市の健全な発達及び公共用水域の水質保全に貢献してきたところでございます。「しかしながら」というところ以降ですが、まだ污水处理施設の未普及地域が残されていると。それから、集中豪雨による浸水被害も多発していると。合流式下水道という問題も解決されていない。それから、閉鎖性水域の水質問題など、これまでやってきた中でも多くの課題が山積しているという状況でございます。

新たな課題といたしまして、自然災害の多発、都市における水環境の問題、資源・エネルギー問題、地球環境問題の深刻化への対応も求められているという状況でございます。

下水道施設はその機能を継続的に発揮することで、人々の日常生活や社会経済活動を支えているわけでございますけれども、膨大なストックを適正に維持更新していくのも重要な課題となっているところでございます。

一方で、下水道を取り巻く社会状況を見ますと、本格的な人口減少、少子高齢化社会が到来しているということ。国と地方の財政状況が非常に厳しいなど、これまで右肩上がりで行ってきたことではなくて、その逆の状況ということで、大きく変化しております。これからの時代に即した下水道へ大きく転換することが求められている状況でございます。

本委員会でございますけれども、こういった社会状況の変化を踏まえつつ、下水道がこれらの諸課題に如何に対応すべきか、これからの下水道の役割、中長期の整備目標、その実現に向けた施策展開について検討を重ねたので、ここに報告するというところで整理させていただいております。

（下水道小委員会報告書「２．基本的加地認識」について）

２ページ目をごらんいただきたいと存じます。基本的課題認識ということでございますが、（１）の部分が、これまでやってきたこと、その結果生じた課題ということでございま

す。まず、最初の部分で、汚水処理人口普及率は81%まで整備が進んでいるものの、まだ多くの未普及地域がございます。このためということで、ナショナルミニマムとして汚水処理施設の普及を進める必要がございます。

また、雨水の問題でございますけれども、都市化の進展によります流出形態の変化や、都市構造が変化する中で、計画規模を上回る豪雨が頻発しておりまして、甚大な被害を及ぼす内水氾濫が頻発しております。

3点目といたしまして水質の問題でございます。下水道の整備により、河川におきましては概ね環境基準が達成されておりますけれども、三大湾等の閉鎖性水域におきましては、依然として水質改善は進んでいないということで、その対応が求められております。

負の遺産といたしまして、古くから下水道整備をスタートしました大都市等におきまして、合流式下水道が採用されておりますけれども、雨天時におけるオーバーフローの問題がございまして、その改善が求められているところでございます。

さらに、地震の問題、事業課長のほうからご説明申し上げましたけれども、まだ石川の場合には耐震化が図られている施設が多かったということでございますが、全国的に見ますと、耐震化が図られていない下水道施設のほうが多いという状況でございまして、今度の地震以上に甚大な影響が生じるおそれがございます。

その次でございますけれども、下水道整備、昭和40年代以降急速に進展しておりますが、今後、老朽化施設が急増することが見込まれておりまして、施設機能を維持し、事業を継続することがますます重要になっております。

次は、財政の問題でございます。国、地方とも厳しい中で、3ページ目にありますが、中小市町村では極めて厳しい状況であります。下水道事業を安定的に継続していくためにも、下水道財政の基盤の強化が極めて大きな課題となっているところでございます。

(2) 新たな課題ということでございます。最初に書いてございますのは、我が国が本格的な人口減少社会、さらに急速な高齢化社会に入ってきたということでございます。

下水道計画といたしましては、むしろ人口及び市街地が増加、拡大すること等によりまして、水利用が増大することを前提といたしまして、いわば右肩上がり前提として事業を実施してきたところでございますけれども、この前提条件が大きく変化することや、人口減少、料金収入が減少するなど、下水道事業への影響が極めて大きいと考えられます。

次のところ、下水道整備をやってまいりましたけれども、一方で、都市化の進展による都市の水辺空間の減少、都市の水路等の水量減少等、都市における水環境は不健全な状態

になっております。こういった都市における水というものに対して国民の期待も高まっておりまして、健全な水循環系の構築に向けて取り組む必要がございます。

次のところ、世界的な資源・エネルギー問題、温室効果ガスの排出による地球温暖化等の地球環境問題など、さまざまな環境問題が深刻化しているところでございます。これに対する対応が求められているところでございますけれども、下水道は一方で大量のエネルギーを消費するとともに、熱やバイオマスなど豊富な資源エネルギーを有しておりまして、資源・エネルギー問題や地球環境問題とのかかわりは極めて大きいものがございます。

(下水道小委員会報告書「3. これらの下水道政策の基本的考え方」について)

4 ページ目をお開きいただきたいと存じます。「これからの下水道政策の基本的考え方」でございます。

(1) ということで、これからの下水道の役割でございます。下水道は、これまで汚水の処理、雨水の排除に関する対策を中心とした施設整備を進めてまいりまして、一定の成果を上げてきたところでございますけれども、下のほうに参りまして、下水道というのは水と物質の循環における重要な構成要素でございます。これまで述べてまいりましたような状況認識を踏まえますと、従来の排除、処理という静脈機能に加え、活用・再生という動脈機能をあわせ持つことで、より安全で快適な暮らしの実現や、良好な環境を創造する役割を果たしていくべきだと考えております。いわば安全と環境を重視した下水道への転換ということを考えております。

「①安全で安心な暮らしの実現」でございます。下水道、雨水問題につきましては、速やかに排除することでやってまいりましたけれども、近年は非常に甚大な浸水被害も発生しておりまして、都市機能を維持する観点から、より積極的に都市の安全を確保する役割を強化していく必要がございます。

この際、従来の雨水を速やかに排除するための施設整備も当然必要でございますけれども、あわせまして、貯める、浸透させるなど、雨水の流出を抑制して被害の軽減を図るとともに、雨水の健全な循環を回復することも視野に入れ、都市における雨水を適正に管理する役割を果たしていく必要がございます。

また、地震の場合にも、下水道が被災いたしますと、トイレの使用不能や、未処理下水の流出による水質汚染の問題が生じますので、ライフラインとしての機能の確保を果たしていく必要がございます。

5 ページに参ります。雨天時の合流式下水道からの未処理下水の放流について大きな問題でございますので、これに早急に対策を講じる必要がございます。

また、水を集めて処理する下水道は、水質汚濁の防止に加えまして、都市排水が公共用水域へ排出される最後のとりでといたしまして、病原性微生物や微量有害化学物質による水質汚染や生態系への影響がございますので、こういった影響を軽減して、水系の水質的健全度を確保して、人々が安心して暮らせる社会の実現に貢献していく必要がございます。

「②良好な環境の創造」でございます。下水道は、人々の日常生活や工場などの経済活動に伴い排出される汚水の処理により、公共用水域の汚濁負荷排出量の削減に大きな役割を担ってまいりましたけれども、三大湾や水道水源となっている湖沼等の閉鎖性水域におきましては、十分な水質改善が進んでいないところでございます。原因は窒素と磷でございまして、これらの物質の多くが下水道を経由して排出されているということを踏まえますと、閉鎖性水域にかかわる処理場につきましては、積極的に高度処理を推進する必要があると考えているところでございます。

あわせまして、都市の水環境にかかわる諸問題が顕在化している中、下水道としても静脈機能に加えまして、貯留した雨水の利用、処理した水の供給・活用という動脈機能を担うことによりまして、健全な水循環系の構築に寄与する役割を果たしていく必要がございます。

次に、資源・エネルギー循環の形成でございます。資源・エネルギー問題につきましては、資源・エネルギー自体が枯渇していること、さらに地球温暖化等の環境問題の深刻化を踏まえまして、環境と共生した持続可能な社会が求められているところでございます。資源・エネルギー消費を削減するということ、あるいは利用した資源・エネルギーのリサイクルによりまして、全体として循環型社会の形成を図る必要がございます。

下水道は下水を収集、処理する過程で大量の資源・エネルギーを消費する一方で、下水を収集することによりまして、下水中に含まれる有機物や熱エネルギー、汚泥など、大量の資源・エネルギーを保有しているところでございます。

6 ページをごらんいただきたいと存じます。したがって、下水道といたしましても、省エネルギー化によりまして、環境負荷を軽減するとともに、都市の資源・エネルギーを積極的に収集し、再生し、供給する施設として機能することにより、資源・エネルギー循環の形成に寄与する役割を果たす必要がございます。

「③快適で活力ある暮らしの実現」でございます。下水道のこれまでの機能といたしま

して、汚水を処理することで公衆衛生を向上し、生活環境を改善し、快適な暮らしの実現に貢献してまいりました。

また、下水道は24時間、365日休むことなく機能を発揮することで、日常生活や社会経済活動を支えています。下水道が機能を停止すれば、日常生活や都市機能に重大な影響を及ぼしまして、国際競争力という観点からも、平常時のみならず、非常時におきましても、その機能を継続的に維持していく必要がございます。

また、下水道が有する資源の活用によりまして、ヒートアイランドの緩和や、街中の潤いや水辺空間の創出など、快適な都市環境の創造に一層の貢献を果たす必要があります。

一方で、人々の暮らしの質的向上へのニーズが多様化しておりまして、下水道は都市におきましては貴重な施設空間を有しております。また、資源もございます。これを地域の財産として活用することにより、活力ある地域づくりに貢献することが期待されているところでございます。

(2)の講ずべき基本的事項でございます。これは、制度設計に当たりましての基本的方向性ということでご審議願いたいと存じます。

①といたしまして、「新たな役割の位置づけ」ということでございます。以上のように、下水道はさまざまな役割を果たすべきであると考えておりますけれども、これからの安全とか環境にかかわる下水道の新たな役割につきましては、その位置づけを明確にいたしまして、下水道の取り組みを促進すべきであると考えております。

7ページをお開きいただきたいと存じます。まず、雨水でございますけれども、速やかに排除するというだけでなく、流出を抑制し、浸透させることで、健全な水循環を回復するとともに、雨水を利用するなど、雨水を最適に管理するための施設としての役割の位置づけを明確にする必要がございます。

汚水につきましては、前に申しましたように、水資源を循環させ、良好な環境を創造する役割の位置づけを明確にする必要があるのではないかと考えているところでございます。

②の「事業の継続性の確保」でございます。これまで、下水道建設整備が前面に出ておりまして、事業の継続性の面が特に法的に弱いということでございますけれども、下水道というのは継続的に機能することで、初めてその役割を果たすことのできる社会資本でございますので、事業の継続性を確保するために、適正な施設の維持更新と経営基盤の強化が不可欠でございます。

適正な施設の維持更新につきましては、下のほうに書いてございますけれども、新規整

備から維持管理・延命化・改築更新を一体的にとらえまして、必要となる費用の最小化、あるいは平準化を図るための総合的かつ計画的な事業管理、すなわちストックマネジメントを実現する必要があります。

その下に参りますけれども、経営の問題といたしましては、下水道管理者は長期的な経営の視点を持ちまして経営計画を作成し、効率的な事業運営による支出の削減、適正な使用料水準の設定、接続の徹底等による収入の確保を図りまして、安定的な下水道を実現する必要があると考えております。

「③事業計画等の見直し」でございます。事業計画というのが国が下水道事業をいわばコントロールする中のキーになっておりますので、ここを特出しさせていただいておりますけれども、事業の継続性を実効あるものにするためには、事業計画におきまして適正な管理と安定した経営に関する事項を明らかにする必要があります。現行の整備計画は建設の計画でございますけれども、これに加えて、改築、維持管理に関する事項を追加するなど、整備、管理、改築、更新までを一体的にとらえた新たな事業計画ということで考えてはどうかと考えてございます。

その際、あわせまして、現在、処理場につきましては維持管理規定はございますけれども、管路についてはございませんので、管路施設に関する維持管理規定を追加するなど、施設の管理基準を整備した上で、事業計画において維持管理基準との適合性を図るべきだと考えております。

経営につきましては、事業計画の認可にあわせまして経営計画を提出いただき、これを含めた事業計画と経営計画を合わせた新たな事業計画を公表するように見直すべきであると考えております。

それから、流域別下水道整備総合計画、いわゆる流総計画におきましては、高度処理を計画的に推進していくために、段階的な水質改善目標を位置づけるとともに、目標達成のための段階的な整備を明確にいたしまして、事業計画との整合性を図りつつ、着実に整備を推進していく必要があると考えております。

(3) 施策展開の方向性でございます。これは前回ご説明してございますけれども、①が主体の問題でございます。「住民等の参加と協働)」でございますけれども、非常に住民の参加と協働が重要でございますので、住民等と情報を共有いたしまして、地方公共団体は事業をやって欲しいというところで、書いてございます。

下の「また」以下でございますけれども、若干後で出てきますが、下水道事業に関連す

る民間事業者につきましては、官民連携のもと、蓄積したノウハウを活用いたしまして、PFIや包括的民間委託等の手法によりまして、効率的な下水道事業の実施により一層の貢献が期待されているところでございます。

9ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、地方公共団体による地域の最適解の実現でございます。基本的に、地方公共団体が下水道事業を運営しておりますので、みずから考えていただくということですが、その際、既存の枠組みにとらわれず、地域の多様な主体が参加、協働した取り組みを地方公共団体が実現していくことが重要かと考えております。

下水道管理者は多様な関係主体と連携いたしまして、地域のニーズや特性を踏まえて、自主的な取り組みにより、地域にとっての最適解を検討して、その実現に取り組む必要があると考えております。

その中で、下水道管理者として地方公共団体は継続的に事業を運営し、機能を維持していく責務を有しておりますので、下水道施設の管理と経営に向けた取り組みを、自らやっていく必要があると考えております。

国の役割でございますけれども、地域の最適解の実現に当たりましては、国として新たな枠組みを構築する際に考慮すべき最低限の事項及び考え方を明示しておくということでございます。

「また」以下のところでございますけれども、それぞれの地域の最適解が必ずしも広域的な視点からの最適解とは限らないということでございますので、国としては国民の安全の確保、広域的な環境の保全など、国家的見地から重要な課題につきまして、都道府県と連携いたしまして、広域的な観点から地域間の施策の整合性を図り、最終的な施策が広域的な観点から最適解となるよう調整する必要があると考えております。

「なお」以下でございますけれども、引き続き下水道事業の長期的なビジョンを策定するなど、事業全体の基本的な方針を提示するとともに、確実な事業の実施に向けまして、法制度、技術的基準の整備、指導及び助言等の役割を果たしていく必要があると考えています。

10ページ、お聞きいただきたいと思います。施策の総合化ということでございます。施策につきましては、従来の単一の施策目的や事業分野を超えた施策として、総合的な取り組みを進めることが必要でございます。

取り組みに当たりましては、総合化ということで、施設整備というハードだけでなく、

ハード、ソフトなども組み合わせまして、一体的な施策を進めるべきであると考えております。

「さらに」ということで、時間的にも、建設だけではなくて、建設、管理、更新の各段階及び経営を一体的にとらえて、事業全体として最適化を目指すという意味での総合化を図ることが重要であると考えてございます。

「③事業の重点化」でございます。これにつきましては、課題が山積する中で、財政的、時間的制約がございますので、最大限の整備効果を発揮する必要があるとございます。このためには、何をいつまでにやるというような優先度を明確にして、時間管理概念を持って、事業の重点化を図るとともに、これまでの既存ストックの活用、あるいは民間活力の活用によります徹底したコスト縮減による投資の効率化を図るべきでございます。

優先度の設定に当たりましては、施策分野の特性に応じ、優先的に整備する場所、確保すべき目標水準、さらにはその組み合わせを明確に定めることが重要でございます。場所につきましては、整備による効果の大きさ、整備がおくれた場合の被害や影響の大きさ等を勘案して重点整備地区を設定するなど、対策の費用と効果を明確にしながら、事業を実施すべきでございます。

「また」ということで、これまで下水道事業、相当時間を要しておりましたけれども、最終目標の実現までに時間を要する場合には、最終目標を勘案しつつ、段階的な目標を設定いたしまして、事業の途中段階でも効果を検証しつつ、必要に応じて事業の見直しを行い、より適正な事業運営を進めることが重要でございます。

地域によって必要な目標水準は、B／Cや事業の実現性等を踏まえまして、具体的なアウトカム指標を設定するなど、住民の視点に立ったわかりやすい情報を提供して、目標水準について住民の合意形成を図るための取り組みが重要でございます。

「④地域性の重視」でございます。これまでの下水道は、先進的に整備を進めてきた大都市等における知見の集積を基礎にその考え方が構築されてきたわけでございます。

これが中小市町村や郊外部における整備に当たりまして必ずしも十分ではないということもございますので、これまでの基準にとらわれず、地域の創意工夫を生かしたローカルスタンダードの導入など、地域にとっての最適解を出すための地域の取り組みを促進するための仕組みづくりと、地域における自主的な取り組みを促進する必要があるとございます。

市町村合併も進んでおりますので、より地域の特性に応じた効率的、効果的な施設を整備できるよう、発想と手法を転換すべきであると考えております。

(下水道小委員会「4. 整備目標と構すべき施策」について)

次の12ページ、お開きいただきたいと存じます。「整備目標と構すべき施策」でございます。基本的に、施策の考え方、長期の目標、10年程度の目標、5年以内の目標、具体的な施策という形で整理させていただいております。

まず、浸水被害でございます。施策の考え方といたしましては、既往最大降雨に対しまして、被害の最小化を図るために、地域住民等と目標を共有しつつ、ハード整備の着実な推進とあわせまして、ソフト、自助を組み合わせた総合的な対策を実施すべきであると考えております。

その下に参りますけれども、整備の実施に当たりましては、すべての整備対策区域を一律に整備するのではなくて、重大な被害を生じるおそれのある地区を「重点地区」として設定し、当該地区の浸水被害特性を考慮した整備目標を設定するというところでございます。整備に当たりましては、あらゆる主体が一体となって雨に強いまちづくりを推進する必要があるとございます。

さらに、浸水対策は、広域性の問題もございまして、各下水道管理者間の連携を図りまして、複数市町村にわたる広域的な浸水対策につきましても推進する必要があるというところでございます。

長期の目標でございますけれども、そこに書いてありますように、既往最大降雨に対する被害の最小化を目標といたしまして、ハード整備に加え、ソフト対策と自助を組み合わせた総合的な対策を実施するというところでございます。

13ページに参ります。おおむね10年程度の目標でございますけれども、重点地区ということで、地下街がある地区とか、商業・業務集積地域、床上浸水被害の常習地区などを重点地区といたします。ここにつきましては、既往最大降雨に対して、ハード整備に加えて、ソフトと自助を組み合わせた総合的な対策を講じるということでございます。

ハード整備の中期目標水準といたしましては、地域の実情等を踏まえまして、1/10を基本としつつ、緊急性、重要性、実現性等を勘案して設定するというところでございます。

重点地区以外の一般地区につきましては、地区の実情等を踏まえまして、1/5を基本としつつ、緊急性、重要性、実現性等を勘案して設定するというところでございます。ハード整備の中期目標水準を上回る降雨に対しましては、ソフト対策、自助を推進するというところでございます。

5年以内の目標といたしましては、重点地区につきましてハード整備をやるとともに、ソフト、自助を組み合わせた対策をやりまして、浸水被害の最小化を目指すというところでございます。

具体的な施策でございますけれども、地方公共団体における関係機関、地域住民、NPO、民間企業による協議会を設けまして、これによって計画策定する仕組みを構築するということでございます。

「・」の2つ目のところでございますけれども、浸水しやすい地域につきましては、安全性確保の観点から、都市計画や住宅政策とも連携いたしまして、適正な地下利用や建築物の耐水性の向上を誘導するということでございます。また、災害予防情報の提供により地方公共団体における内水ハザードマップの公表の義務化について検討したいと考えております。また、地下街管理者の責任を明確化するための措置の強化を図るということでございます。

「・」の3つ目でございますけれども、雨水につきましては、速やかな排除から、貯留・浸透による流出抑制の取り組みを促進するということで、これを促進するための仕組みを構築することと考えているところでございます。

「・」の4つ目でございますけれども、対策が複数の都府県、または市町村にまたがる場合には、都道府県が広域的な雨水対策や上下流を一体的にとらえた流出抑制対策など、流域の視点に立った広域的な対策計画を策定するということで、そういった仕組みを構築するのはどうかと考えております。

次に、地震対策でございます。施策の考え方といたしましては、未耐震化につきまして膨大な施設がございますので、社会的影響度、緊急性、重要性を勘案いたしまして、時間軸を踏まえた戦略的な取り組みを推進する必要があるとございます。

長期の目標といたしましては、下水道の基本的機能を確保するために、施設の更新にあわせて確実に耐震化を図っていくということでございます。

今後、概ね10年程度どうするのかということでございますけれども、これは、社会経済活動の中心地域や、大規模地震の発生が想定されております地域を重点地区といたしまして、下水道の根幹的機能を確保するということでございます。具体的には、重要な幹線管渠や水処理施設の耐震化やネットワークを図りまして、業務集積地区などの拠点地区における排水機能の確保や、基本的な汚水処理機能の確保を図るということでございます。

おおむね5年以内の目標といたしましては、こういった重点地区におきまして、下水道

が最低限有すべき機能を確保するということでございます。具体的には、15ページを開きいただきますと、最重要防災拠点と下水処理場を結ぶ最重要管渠を結ぶ流下機能確保、緊急避難路や軌道等の下にある管渠の耐震化による復旧活動や重要な交通機能の確保、あるいは、水道水源地域における下水処理場の、最低限、消毒ができるという確保を図るということでございます。

具体的な施策でございますけれども、地方公共団体におきまして、BCP（事業継続計画）の策定を推進いたしまして、この計画に位置づけられた応急復旧対策や、資機材の備蓄等につきまして支援するということでございます。

重点地区におきましては、下水道地震対策緊急整備事業において、ハード対策の推進を図るとともに、施設の更新時期にあわせて耐震性能の確実な確保を推進することによりまして、必要な支援を行うということでございます。

「・」の3つ目、下水道施設の被害想定を踏まえ、被災時におきましては、ターミナル駅周辺や拠点病院からの排水機能の確保など、帰宅困難者対策、災害時要援護者対策への支援を強化するということでございます。

「③水系リスクの低減」でございます。施策の考え方でございますけれども、下水道の機能障害が発生した場合の都市活動への影響などを考えまして、緊急時における下水道システムの機能維持のための対策を強化するとともに、平常時における下水道への化学物質等の受け入れ管理や処理の高度化などにより、下水道施設における対策を強化するということでございます。

また、負の遺産としての合流式下水道につきましては、こういった未処理放流水による汚染リスクを低減するための対策を推進するものでございます。

長期の目標といたしましては、合流式につきましては、すべての地域の分流化等の推進を目指すことを考えているところであります。

中期の目標といたしましては、170都市におきましては平成25年度まで、その他の大都市圏につきましては、平成35年度までの改善対策完了に向けて着実に対策を推進するということでございます。

具体的施策でございますけれども、既に義務となっておりますので、これを着実にやっていくということでございます。

「(2) 良好な環境の創造①公共用水域の水質改善」でございます。施策の考え方でございますけれども、三大湾や湖沼等の閉鎖性水域におきましては、下水道における高度処理

の推進が不可欠でございます。当面、整備の緊急性、重要性を勘案いたしまして、関係者の連携と適切な役割分担のもと、水質改善に向けた時間軸を踏まえた整備目標を定め、段階的に整備水準の向上を図るべきであると考えております。三大湾等の国家的重要水域につきましては、都道府県だけではなくて、役割分担調整に国が積極的に関与していきたいと考えております。

17ページをお開きいただきたいと存じます。長期の目標といたしましては、すべての水域におきまして、窒素、磷に係る高度処理を標準化することを目指すと考えているところでございます。

当面といたしましては、水道水源となっている指定湖沼におきまして高度処理を概成するというふうに考えております。一方、三大湾等の代表的なベイエリア、あるいは地域の熱意が高いところにつきましては、リーディングプロジェクトとして高度処理を重点的に推進すると考えております。

具体的な施策でございますけれども、流域が一体となって水質改善を図るために、協議会の設置に向けまして、下水道、河川、環境、農林等の関係機関と調整を進めるということでございます。

2つ目の「・」、特に国家的重要水域等におきましては、協議会、事業間調整につきまして国が積極的に関与する仕組みを構築していきたいと考えております。

3点目、前にも申しましたけれども、三大湾等におきましてはリーディングプロジェクトの取り組みを支援していきたいと考えております。先程も述べましたけれども、流総計画におきましては、段階的な水質改善目標を定めるということでございます。

18ページをお開きいただきたいと存じます。「水循環の形成」ということでございます。施策の考え方といたしまして、下水の処理、排除を優先するシステムから、地域の実情に応じて再生水や雨水の活用、都市内水辺空間の創出を図る地域における望ましい水循環系の構築に貢献できるシステムとして、下水道を転換していくということでございます。

「当面」というところでございますけれども、地元の熱意が高い地域や、下水道の整備、再構築を図る地域におきまして、関係機関、住民と連携しながら、雨水の貯留浸透、水辺再生、水路等の水量確保の取り組みにつきまして、重点的に推進するところでございます。

具体的な施策につきましては、「・」の1つ目といたしまして、地域住民、関係行政機関がそれぞれの役割分担を調整・検討する場を設置いたしまして、ビジョン、目標の共有を図る仕組みを構築するものです。

2点目といたしまして、そういった地域の取り組みにおいて、計画段階からの住民の参画、地域が有する人材や組織力の活用等々につきまして、試行的な取り組み等に対する支援措置を講ずるということでございます。

3点目といたしまして、貯留浸透機能を有する排水施設の基準を明確化し、排水施設における貯留浸透を標準化し、整備を推進するということでございます。

4点目といたしまして、宅地等における貯留浸透施設の設置を促進するために、さまざまな制度を検討していきたいと考えております。

19ページをお開きいただきたいと存じます。「資源・エネルギー循環の形成」でございます。施策の考え方といたしましては、まず、下水処理場における徹底的な省エネルギーを図るとともに、未利用エネルギーの活用促進をいたしまして、下水処理場で消費するエネルギーにつきましては自ら賄うという、エネルギー自立を目指すということでございます。

地域エネルギーの循環につきましては、下水道管理者は廃棄物担当部局、環境部局との連携、あるいは地域住民との協働、民間事業者のノウハウ活用により、積極的に地域における資源・エネルギー循環の形成に貢献すると、これが1点目でございます。

省エネルギー問題につきましては、地球温暖化防止に貢献するとともに、下水処理場における維持管理コストの低減もあわせて図ることができますので、すべての下水道管理者が特性に応じた温暖化ガス排出削減目標を設定して、計画的に取り組むこととしたらどうかと考えております。

具体的な施策でございますけれども、この資源・エネルギー分野におきましては民間ノウハウというのが極めて重要でございますので、こういった民間ノウハウを最大限に活用するために、地方公共団体と連携いたしまして、PFI事業など民間ノウハウを活用した事業手法の導入、あるいは、新技術の迅速かつ円滑な開発・導入をリーディングプロジェクトとして実施するなど、民間の取り組みを積極的に支援したいと考えております。

2つ目の「・」のところでございますけれども、地域の多様なバイオマスを一体的に集約・処理・再資源化できる制度を検討するとともに、ディスポーザーにつきましては基準等を明確にし、集約手法としてのディスポーザーの導入を図るということでございます。

3点目でございますけれども、省エネルギーにつきましては、省エネルギーの技術情報を体系化する。4点目で、省エネルギー機器の導入を促進するために、省エネラベリング制度等の技術評価制度を導入する。

20ページに参りまして、下水道管理者が効果的な省エネルギー対策の選定と導入による効果を定量的に評価できるように、日本下水道事業団等の公的支援機関と連携し、評価システムというものの開発・導入を図りたいと考えております。

(3) といったしまして、快適で活力ある暮らしの実現でございます。若干長くなりましたので、はしおっていききたいと思います。

①公衆衛生の向上でございますけれども、まず施策の考え方としまして、水質保全上重要な地域等に係る整備を重点的に推進するということでございます。

長期の目標といたしましては、汚水処理につきましては、ナショナルミニマムの観点から、将来的には、下水道ばかりでなく、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等によりまして100%の普及を目指すことと考えております。

中期の目標といたしましては、市街化区域、あるいは水質保全上重要な地域等におきます下水道整備につきましては、10年で整備を概成すると考えているところでございます。

具体的な施策につきましては、重点地区については10年で整備を概成させるための計画を策定・公表して、それを国が重点的に支援すると考えているところでございます。

その他に地域におきましては、地方公共団体が人口減少等を踏まえた計画区域を見直し、あるいは、既存施設の活用や統廃合も含めた関連事業を積極的に連携しながらやって、地方公共団体にとって最適な汚水処理計画を策定し、これを関係省庁が連携して支援するという制度を創設しようと思っております。

さらに、汚水処理計画の策定に当たりましては、住民参加のもと、整備目標の共有化、住民の責務等につきまして、合意形成するための仕組みを構築すると。

また、従来の技術基準にとらわれず、地域の実情に応じた低コストの整備手法につきまして、国が社会実験として制度を創設したいと考えているところでございます。

②活力ある暮らしの実現でございます。施策の考え方といたしまして、下水処理場を、さまざまな地域のニーズを踏まえまして、活力ある地域づくりの実現に貢献するため、いろいろ活用していくということでございます。

具体的な施策といたしましては、地域のニーズに応じまして、下水処理場の施設空間が多目的に活用できるよう、手続の簡素化、弾力化を図るということが1点。

2点目といたしまして、人口減少等によります施設余裕を活用いたしまして、高度処理の実現や、他のバイオマスの受け入れなど、地域の創意工夫を生かした利用を支援すること。

3点目として、下水道光ファイバーなどもやっていこうということでございます。

「(4) 事業の継続性の確保」でございます。「①管理の適正化」でございますけれども、22ページをお開きいただきたいと存じます。ストックマネジメントということで、新規整備に加えまして、維持管理、改築などに関する管理計画を策定し、施設管理をすることが重要でございます。ストックマネジメントは、各段階におきまして住民参画等を導入することが重要でございます。

具体施策といたしましては、1つ目の「・」で、必要な改築更新を早急に実施するために、さらなる財政的支援について検討したいと考えています。

2点目といたしまして、下水道法に基づく事業計画につきましては、単なる整備計画ではなくて、整備、維持管理、延命化、改築更新までを一体的にとらえた「新たな事業計画」といたしまして、これを策定した上で、策定後の住民への公表を義務づけるということでございます。

3点目といたしまして、管路につきまして、新たに維持管理に関する基準を設定することでございます。

4点目といたしまして、維持修繕・改築更新を総合的にとらえた、ライフサイクルコスト最小化を図る補助制度のあり方を検討したいと考えているところでございます。

5点目といたしまして、下水道施設をシステム全体として、予算の平準化・ライフサイクルコストの最小化を勘案したストックマネジメント手法の体系化を図っていきたいと考えております。

23ページ目をお開きいただきたいと存じます。1つ目の「・」でございますけれども、これは管路につきまして、材料の選定、建設、維持修繕・改築更新に関する技術を一体的に試験・評価する仕組みの検討でございます。

2つ目でございますけれども、包括的民間委託などの民間活力によります維持管理の効率化を促進するために、契約における責任分担の明確化、監督・評価のあり方などを検討するというところでございます。

3点目といたしまして、下水道管理者の技術力の確保につきまして、公的支援機関の技術支援の活用を推進するとともに、今後大量に出ます退職技術者の活用の円滑化方策につきまして検討したいと考えております。

「②経営基盤の強化」でございます。施策の考え方でございますが、非常に下水道経営が厳しくなっております。整備だけではなくて、事業の継続性の確保の観点から、安定し

た下水道経営の実現が不可欠でございます。地方公共団体におきましては、経営の計画性の向上を図るとともに、経営基盤強化のための取り組みを主体的に進めることが重要になっております。

国土交通省といたしましては、地方公共団体の経営健全化への取り組みには口を出してこなかったんですけれども、こういったことが着実に進むように、地方公共団体が経営計画に基づき行う取り組みのフォローアップ等の仕組みを適切に行うとともに、指導・助言を積極的に行っていきたいと考えております。

また、適切な使用料水準の設定、接続率の向上等、経営健全化の取り組みを進めるに当たりましては、スポンサーでございます地域住民の理解が不可欠でございます。事業・経営の透明性向上の取り組みを推進すべきであると考えております。

具体的な施策の1つ目の「・」にございますけれども、下水道管理者では経営計画を策定されているところもございますが、すべての下水道管理者が経営指標の改善目標等を含みます経営計画の策定をやっていただきたいと考えております。

24ページをお開きいただきたいと思います。事業計画の認可に当たりましては、今申しました経営計画の提出・公表を求めることといたしたいと考えております。

また、適切なフォローアップという観点から、経営指標の改善状況を踏まえた指導・助言を積極的に行うとともに、経営健全化が図られないような取り組みに問題のある地方公共団体に対しましては、例えば拡大するような事業展開はやめていただくというような、補助のあり方を見直すことも検討したいと考えております。

「・」の3つ目でございますけれども、収入確保という見地から、接続の促進など、経営健全化に向けた、頑張る地方公共団体の積極的な取り組みに対しまして、財政支援について検討したいと考えております。

「・」の4つ目でございますけれども、経営の計画性、透明性の観点から、企業会計の導入を促進するということで、必要性とか意義、その手法などについて周知を図りたいと考えております。

また、5点目でございますけれども、広域化ということで、都道府県などにも音頭をとってもらいまして、地域の実情に適した多様な広域化、共同化のあり方について検討を進めていきたいと考えています。

(下水道小委員会「5. 着実に進めるべき施策」について)

25 ページでございます。「着実に進めるべき施策」ということでございます。「①執行体制の整備」でございます。これは、先ほど申しましたように、技術職員が大量に退職する時代に入ってまいりまして、非常に技術力低下が懸念されているところでございます。ただ、個々の地方公共団体における取り組みだけでは限界がございますので、広域的な体制のあり方、あるいは公的機関や民間技術者との連携のあり方について、検討を進める必要がございます。

また、これらの支援体制の具体化とあわせまして、国等の研究機関における技術水準の確保や、緊急時における技術支援など、より積極的に国が関与する仕組みを検討する必要があります。

「②新技術開発・導入の促進」ということで、厳しい財政状況の中、一層の効率化、低コスト化や新たな社会ニーズに対応するためには、新しい技術を開発して導入することが重要でございます。

新技術の開発、導入の効率的な推進のためには、国が今後必要となる技術の内容、導入規模、市場規模を明確にするなど、重点的に技術開発に取り組む分野、段階的な目標と達成時期等を示すことによりまして、行政、研究者、民間企業が共通の認識を持って連携していく取り組みが重要でございます。

地球温暖化対策、広域的な水質保全など、国家的見地から取り組む分野につきましては、国みずからが技術の開発・導入に取り組むとともに、民間企業が開発した新技術の導入を促進するために、先導的な社会実験を実施するなど、技術開発の促進に取り組むべきでございます。

26 ページに参ります。技術開発に当たりましては、ハードな技術のみならず、既存施設のネットワーク化による有効活用や、IT 技術など、ソフトな技術についても技術開発を進めるように留意すべきでございます。

最後に、「国際協力の推進」でございます。日本の技術水準はかなり高いものなので、民間企業の国際的な展開、あるいは下水道整備を必要とする開発途上国への技術移転など、我が国の技術と経験を生かした国際貢献につきまして、関係機関と連携して主体的な役割を果たしていく必要があるというふうに考えております。

長時間になりました申しわけございませんけれども、以上でございます。

○委員長 どうも有難うございました。いかがでございましょうか。さっと見ていくと、

非常にごもつともというか、いろいろなことが書かれていると言えば書かれていると思います。委員の先生方で、これまでも何度か、幾つかの点についてご指摘いただいていたところだったと思うし、足りないのではないかとということを随分言われた例もあったと思うのですが、そのようなことをうまく反映されているかどうか、ご意見をいただければありがたいと思います。

いかがでしょうか。あと1時間ありますので、多分十分時間があると思いますから、いろいろな角度からお願いします。

○A 委員 全体的には、特に12ページ以降の4.の整備目標と講ずべき施策と5.のところはすごくよくできていると思います。ここまで書いていただいて、私は以前の報告書をあまり拝見したことはないのですが、情報の公開と情報の共有、そして継続性への観点ということでストックマネジメントとライフサイクルが記載されております。国と地方の役割分担のようなかかわり方がわりとしっかり書かれていて、国としてはこういうことができる、例えば計画の設定の段階でこういうことをきちっと押さえる、それだけではなくて継続性の観点からフォローアップもおこない最後まで見届けて、助言や財政的な見直しも迫ると。あめとムチではないのですが、そういった実現させるためのしくみのこともきちっと考えられていて、私としては一步踏み込んで、かなり一生懸命書いていただけたと思います。

また、雨水の貯留に関しては、民間で行う部分が大半で、民間の場合許可を得て整備は行うものの、継続性がないことが往々にあります。ところが、この報告書原案の中では、最低限の機能が続くようにしっかり見て、求めていくことが書いてあります。継続性の観点からかなり踏み込んだものとなっていることに感心いたしました。

それと、技術的な支援は横断的にやったほうが、情報の共有などいろいろな面で効率的となるので、そのようなことも書いてありすごく良くなっていると思いました。

ただ、幾つか細かいところなのですが、私は下水道等について全然よくわからないので、例えば13ページに10分の1を基本とか、5分の1を基本と書かれている数字の意味が分かりません。ご説明をいただければと思います。

また、4章、5章に比べて、冒頭の部分について重複が多いと感じました。さらに、現状認識といったところですが、これまで幾つか具体的な資料をいただいて、貴重な事柄を教えていただきました。しかし、報告書原案として見たときに、基本的な現状等の認識といったところで、あまり危機感が感じられないような気がします。それは、効果的に数字

が使われていないことからだと思いますが、例えば基本的課題認識では実際これだけ大変なんだということを具体的な数字により危機感を出した方がいいのではないかと思います。特に、耐震化の問題、先ほどの地震の関連等もありましたけれども、非常に耐震化が進んでいない状況を説明することが必要かと思います。

あと、寿命の地域分布の問題です。特に、最初に昭和40年代から始まって整備された地域は、どういったところに分布していて、どのくらい大変なのかという危機感が現状認識のところではあまり伝わってこないというところがあります。その辺を工夫していただいて、追加していただければと思います。

もう一つ、細かいところなのですが、18ページのところ。この委員会を通じまして、限られた資源の利用という観点から再生水というところに非常に個人的に興味を持っております。18ページの②の水循環の形成というところの施策の考え方の上から3行目、再生水や雨水の活用ということを書いていたのですが、この具体施策のところでは、再生水の活用に関することが具体的に書かれていないので、もう少し書いて頂ければと思います。

○委員長 よろしいですか。幾つかお答えいただけますか。

○事務局 13ページでございます。浸水対策、雨の対策のところ、10分の1、あるいは5分の1と書いているのですが、ここは少し反省しなければいけない点かと思っております。一般の人にもっとわかりやすいように書くべきだと思っております。

○A委員 具体的にお願いします。

○事務局 若干補足いたしますと、10年に一度起こり得る程度の大雨に対応できるようにするというのが、10分の1と呼んでいます。5年に一度起こり得る程度の雨に対応できるようにするという対策が5分の1ということでございます。したがって、10年一度、あるいは20年に一度ということは、対象とする雨の規模が大きくなるということでございます。そこは、ご指摘を踏まえて、もう少し丁寧に書きたいと思っております。

○委員長 切実さについてはもう少し工夫して頂ければと思います。

○事務局 危機感というところについては、私がお答えしていいかは別にして、ご指摘については対応していきたいと思っております。

○事務局 再生水の話がございましたが、確かに具体の施策の中では、再生水ということを出しせずに、地域の実情に応じて、雨水と処理水の再利用も含めて活用していくことを書いております。委員のご指摘を踏まえて、その辺をもう少しわかるような形での工夫

を考えてみたいと思います。

○委員長 他にはどうでしょうか。最近大学等では、7年に一度第三者評価を行うことが法律で義務付けられ、それに基づいて、文部科学省から大学に対して交付金が交付されることとなっており、それをきちんとクリアしていないと交付金が満額でなかったり、いろいろなところで減らされる仕掛けもあります。

このようなことは、自治体の経営には考えられるのですか。例えば、どこかの市町村で下水道施設を整備した際に、経営の上ではどうであって、どういう維持管理をしているのか等を監査というのがあっても、議会がそのようなことをやっていることになっているのでしょうか。

○B 委員 議会もなかなかそこまではやっていませんね。むしろ自分たちでやるしかないと思います。

○委員長 自分たちでやるしかないのですね。

○B 委員 ざっと見ますと、大分書かれているということには同感いたします。7ページの事業の継続生の確保というところで、下水道の機能安定と継続的に維持していくために、新規整備よりも維持管理・延命化・改築更新とか、あるいはストックマネジメントの話が出ております。都市経営という立場から、下水道、農業集落、合併浄化槽を一元管理すべきだということで、下水道管理課のほうで既に管理を一本化しており、そのほうがコストが安く、効率となっております。

そういう意味では、これからの経営という全体の視点や水環境の保全とか再生の問題も含めて、下水道が担う役割が大きいと考えております。ですから、これは省庁を乗り越えて、維持管理のところは国交省に一本化するのだということについて、国土交通省が思い切って踏み込んで、省庁間の調整を進めてもらわないと、公共下水道だけいくら経営合理化、効率化しても、農業集落等を含めるとトータルしたら決して効率化されていないわけです。だから、地域を預かっている立場からすると、もうここまで来たら踏み込んでいただいて、このような意見があるぞということで、国土交通省が一元的な維持管理を進めて頂きたいと思います。整備されたものを使っていく上では、一本でやったほうが効率的になったら、一元的な管理を進めることについて腹をくくったほうがいいのではないかと思います。かなり厳しいことを言っているのですが、私どもはそこまでやっていますので、手続き上の問題とかはいろいろ課題はあると思いますが進めて頂きたいと思います。

もう一つは、農業集落で一応やったところが、公共下水道が進んだために農業集落のす

ぐそばまで公共下水道が行った場合、水処理は公共下水道で一括して実施することが考えられます。この制度はすでにありますが、既に1箇所実施しており、平成19年度に2箇所目を実施する予定です。これはかなりコストダウンになるわけです。ですから、そういうのは積極的にやるということがあると思います。

ただ、その場合に手続は若干手間がかかるので、もう少し簡素化できれば、なおいいなということがあります。そういったことで、もう少し公共下水道だけで経営を考えるというのではなくて、良好な水環境を維持していくということや、循環型社会を形成していく上で重要であるという立場から省庁の垣根を乗り越えたほうがいいのではないかと思います。そこまで書けないかもしれませんが。

○委員長 私は今のご意見は非常に貴重だと思います。

○事務局 先ほど松尾先生がおっしゃった、第三者評価ということについてはいろいろなやり方があろうかと思いますが、私どもの報告書全体の中で今考えておりますのは、第三者評価の役割を担うのが住民ではないかと思っております。今、資料を1枚お配りしましたので、後ほど担当のほうから説明したいと思います。

それから、B委員のおっしゃった点につきましては、報告書20ページですけれども、この一番下の行、関連事業の積極的な連携施策を反映させた地方公共団体にとって最適な污水处理計画を策定いただき、支援することを考えております。ですから、従来の都道府県構想という棲み分けの議論を超えて、自治体にとって一番いい計画をつくってくださいと。それを関係省庁が応援しようという仕組みをつくりたいと思っております。この点についても今関係省庁と連携をとりながら、具体の制度の細部を詰めつつありまして、方向としては、まさにB委員がおっしゃった方向で進めていきたいと思っております。表現が弱いということであれば、工夫したいと思います。

○委員長 もうちょっと書かないと、そういうふうにはだれも理解してくれないのではないかと思います。

○B委員 やっぱり公共水域の保全の問題や水環境の保全も含めて、主たる、一番担っているのは国交省だと考えております。ですから、そこは遠慮しないで、どんどん進めていく必要があると思います。

○事務局 私どもからなかなか言いにくいものですから、先生方から、答申の内容で書いていただけたら。

○B委員 この委員会でそういうことを強く出しておかないと、皆さんにそれをやれと言

うのはなかなか難しだろうと思います。是非、強い意見があるということを書きたいと思っています。

○事務局 ちょっと工夫させていただきます。

○委員長 大賛成ですね。言ってしまって、反発があったら、またそこで考えたらいかがでしょうか。私は是非やるべきだと思います。

○事務局 今、部長が申し上げました3省との連携を協議、調整しておりますが、形としては都道府県構想の見直しと言っています。棲み分けの都道府県構想から、有機的連携、まさにご指摘の管理経営まで含めた連携計画に見直しましょうと。そういう思想のもとにやっていきたいと思いますということで、今やっております。言葉はまだはっきり見えにくいかもしれませんが、既存施設の統廃合というところにも少し思いを出しているつもりでございますし、ご指摘の趣旨を踏まえて、引き続き調整をやっていきたいと思っております。

○委員長 では、これを説明してもらえますか。

○事務局 管理指導室の姫野と申します。今、1枚の資料をお配りしました。これは、経営の関係というところを書いております計画性、経営計画を持とうということについて、現在考えている我々のイメージを表にしたものであります。

上の四角書きは、若干表現は違いますが、報告書原案に書かれているように、経営計画の策定を必須とし、その提出・公表を求める。適切なフォローアップを行うということであります。

その下に、経営計画に基づく事業の進め方ということで、フロー図を書かさせていただいております。まず、事業計画の策定に向けた情報の発信ということで、現在の当該公共下水道事業の状況であるとか、経営の状況というもの、事業のあり方、事業を膨らませていくということに当たっての将来の収支の見通しの情報発信を考えております。これは、住民の方々に使用料等で負担を求めるということもありますので、そういう見通しも含めた収支の概算、見通しみたいなものと考えております。

一方で、住民の皆さんがきちっと接続していただくということが、公共水域の水質の改善においても、また、経営の問題においても大切だということで、住民の責務、接続にかかる費用も必要ということについて、情報を発信して住民の理解を求めるということ。

事業計画の段階においては、あわせて事業計画としては、施設の概要、予定処理区域等を書くということですが、経営の計画というものをつくっていただきまして、事業の収支の概算であるとか、経営健全化へ取り組み、使用料見直しであるとか、接続率向上、コス

ト縮減等。そして、経営手法改善の目途となるような目標という等々を書いていただいたものを策定し、公表することを考えております。

そういうものに沿って計画的な事業の実施であるとか、経営に取り組んでいただくということで、その後、例えば数年の間に取り組みの状況をフォローアップであるとか、数値情報等について住民の皆さんに公表するとかいうことで、取り組み状況について、住民によってチェックしていただくとか、理解していただくということを考えております。

そういう取り組みを頑張ってやっていただいたとしても、なかなかうまくいかないというところについては、個別に助言等を行うということもあるかと思ひますし、例えば接続がなかなか進まないのにエリアの拡大をやるということについては、まずは既存地区の接続の向上に取り組んで頂き、そのような対応がいただけない場合は、補助というものを休止するということについても検討していきたいと考えているところであります。

いずれにしても、住民にいろいろ情報発信を早目の段階からして、負担も含めて、また取り組み状況について情報を発信し、理解していただくということが大切なのかということで、今こういうことを考えているところであります。以上であります。

○委員長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

○C 委員 全般的に拝見しまして、随分大きく舵をとったことについては評価したいと思います。アウトカム目標について議論させてもらいたいと思います。ナショナルミニマムからかなりの目標を設定することは、非常に良いと思ひますし、ここでの議論もそういうふうにしたかどうかという意見がたくさん出ていましたので良いと思ひます。

1つ、確認しておきますが、アウトカム目標がないのは水循環と資源・エネルギー、この2つはつくらないというふうに、この報告書原案となっていますけれども、それはそれでいいかということです。

2つ目は、非常にいいことをたくさん書いてあるのだけれども、どちらにウエートをかけたら良いのかという判断に苦しむところがあります。例えば、分流化の事業費とか、水質汚濁の事業費とか、あるいは浸水対策の事業費というのは、5年、10年で大体概算できているのではないかと思うので、もし概算があれば教えていただきたいです。一応計算した後で、ウエートづけをしておられて、こちらに重点を、かなりこちらでやりたいとかいうのがあるのなら、ちょっと披露していただくと良いと思ひます。非常にたくさんアウトカム目標をつくりましたね。単一の普及率自体30年かかり10%台から約70%ぐらいですから、今の3つぐらいのアウトカム目標でも相当お金がかかりそうな気がします。

果たして5年、10年で本当に目標を達成できるのかと気もするものですから。ベーシックなデータがあれば、示していただきたいと思います。

○事務局 この小委員会でご検討いただくに際しまして、私どもは公共団体からデータをとりました。ただし、公共団体も既に計画があってやっているのですが、財政状況が厳しいために計画どおりいっていないというような現実に基づいて、しかし、計画はそうなっているということで挙げてきたような公共団体もございます。現実をきちっと見きわめて、本日、議論していただいているような中身でより見直しをした上で提出しているところもありまして、単純に足し算はできないものだろうと思っております。

今後、ここで議論いただいてきたような方向がおおよそ決まった段階で、例えば選択と集中、集中する重点地区のとらえ方はどうするのか、その際、行政だけではなくて、住民、地域の人と合意をとりながら、どこをやって、どこをやらないのかを決めていくということについて、もう一度公共団体に提示する中で、C委員ご指摘の普及促進では、10年間でどこの地域を概成させるのか、させないのか。させない地域では、合併処理浄化槽でやってもらうために、市財政としてどういう補助をするのかみたいなことも話し合っていた上で、10年間でやっていただく区域を本当に決めていただくことを考えております。

それから、雨についても、今までは市街化区域では実施することとなっていることから1年に1%も上がらない、全国平均の浸水対策普及率がまだ五十三、四%にしかっていない。やっていくのにあと70年、80年かかる。これでいいのかという問題意識があります。

今回、ここで絞り込みの考え方を提示させていただきましたので、本当に10年間はどこをやるのか、それをまた公表し、住民と議論していただきたい。そのようなことを1つ1つ、まずは地域でご議論して頂きたいと考えております。もちろんそれに対しての国の基本方針のようなものは同時に出しつつ、一定の基準をお示しすることを考えております。

今時点、私ども、事業費というのは持っていますが、各公共団体で過去のものをそのまま引きずっていたり、東京都などのように少し先んじて見直しをやっていたりというところもあり、単純に足し算はできないと理解しております。

○事務局 最終的には、個々の団体ごとにより状況は違いますので、地方公共団体ごとに考えていただくということになります。ここで書いてあるような長期の目標に対して、いつまで、どれぐらいかというのは精査しておりませんが、中期、短期についてはおおむ

ね現状水準で、こういう絞り込みをやっていけば、ほぼ何とかなるのではないかというも
とに、大体の絞り込み方というか、重点の置き方というのは考えているというふうにご理
解いただきたいと思います。

○C 委員 今のご説明はわかるんですけども、例えば、雨水の排除というか、雨水対策
被害を最重点にしてやっていこうとする考え方もあるだろうし、水質環境をもっと早く良
くしていくとか、燐とか窒素対策等という考え方もあると思います。従来は、単一の目標
というか、アウトカムは普及率向上が主であって、環境対策はやります程度の書き振りで
あったと理解しています。今回、アウトカム目標はかなりたくさん出ています。そのほか
にも汚水処理の100%というのも書いてありますし、お金はある程度限定されるのであ
れば、もう少し重点をはっきり出したほうがいいかなと考えております。私の場合、水質
汚濁を強調してやったらどうかと前から思っているものですから、そちらにウエートをか
けた投資方法が良いかと思います。

○事務局 汚水処理100%というのは長期的な目標として考えておりまして、10年で
考えている中期目標は、市街化区域と水質保全上重要な区域で、人口では1,600万人か
ら1,700万人ぐらいですけども、そこについては10年間で概成しようと考えており
ます。

○C 委員 これだけでも結構なお金がかかるのではないのでしょうか。

○事務局 お金は結構かかるとの認識です。ただ、今の汚水処理の投資では200万人超
えていますので、10年で達成するとした場合、年間160万人ぐらいですから、もっと
絞り込んで対応可能かと考えております。

○委員長 いいですね。その辺、確かにいろいろなことが書いてあるから、ずっと見てい
くと、ある種の重点というのが分りにくくなる。これはやむを得ないとは思いますが、も
うちょっと細かい、濃淡があってもいいのかもしれません。なかなか難しいところかもし
れません。

○D 委員 全体的な流れとしては、非常にわかりやすく、しかも、既存設備の安定的な
維持管理が国の責任としてあるんだということが一方で明確に出されていて、そこに対す
るウエートも非常に大きくなっており、僕は非常に良い報告書原案となっていると思いま
す。

ただ、これは細かなことかもしれませんが、下水が老朽化してきて更生管、更生する
というのが非常に多くなってきている中で、実際の民間として心配していますのは、そこで

の品質基準です。特に、管路施設みたいに目に見えない施設で、五、六十年持たないものについては、国の責任として一種の品質基準みたいなものを明確に示すべきであると考えます。ちょうど建築基準法で建物の問題をやっているのと同じような意味合いのものが、要るのではないかという感じがしております。

もう一つは、これもいろいろな場所で官民の、あるいは自治体との協力ということを盛んに書いておられますけれども、下水道の民への委託について一体どこまで考えようとしているのか。例えば、処理場の建設から運営までである場合には、ほんとうに任せることがあり得るのか。管路施設というのは多分なかなか難しいのではないかと思いますけれども、そのところをどの程度考えているのか。あるいは、それをやるとして、今盛んにやっている特区のような形でのテストを少し進めるということを考えていくのか。そのあたり、官から民への移管という問題で、もう少し何かあり得ないのかという感じがいたしました。

また、例えば普及率の目標みたいなものは、やっぱり僕はもうちょっと前のほうで、ある程度イメージとしては明確に打ち出した方が親切かなという感じは致しております。ナショナルミニマムとしてという言い方はしているわけですが、その中で重点地区1,600万人なら1,600万人でしたか、そのあたりを狙うことを明解に打ち出したほうがもうちょっとわかりやすいかなという感じがいたしました。

全体的には、これまでの路線から、非常に現実的に踏み込んだということで、私は高く評価したいと思います。

○委員長 E 委員。

○E 委員 私は、今回、新たに提示された、12ページ以降の整備水準であるとか、それを具体的に展開する施策のところについて、私自身、皆さんが言われるほどわかりやすく読めていないという印象を持っています。なぜかと今考えていたんですが、先ほども、C委員からも何が重点なのかということにかかわるご指摘があり、そこが理由かと考えております。それぞれの整備に対して、長期、中期、10年、5年、当面があり、さらに、施策によってというか、課題によって違っているのが分かりにくくなっている要因かと考えております。

また、具体施策では、計画をつくりましょうとか、こういう協議の場をつくりましょうというレベルの議論もあれば、それを実現するためにこういう制度的な支援をつくりましょうというふうなレベルもあるし、まだちょっと時間がかかるけれども、こういうもっと根本

的に解決しなければいけないという問題も書いてあります。ただ、計画をつくりましょうというのがわりにいっぱい出てきます。これまでの、例えばですけれども、22ページのところに、下水道法に基づく事業計画を現行の整備計画としての位置づけから、整備、維持管理、延命化、改築更新までを一体的にとらえた「新たな事業計画」とし、策定後の住民への公表を義務づけると書かれていますね。この計画というのは、それまでにもいろいろ書いてあった計画を包含するような計画なのか。そうではなくて、この計画の一部分を事業計画といって指しているものなのか。正直言ってわかりづかったです。私自身としては、もう少し整理をしていただいたほう良いかと思いました。

さらに、具体施策の書き方のところが羅列的なので、もうちょっと整理できるのではないかという気がして拝見していました。

これは、最終的にはいつまでにまとめられれば良いのでしょうか。本日中でしたか。

○事務局 6月を最終的なとりまとめと考えておりますので、できましたら、本日の報告書原案をたたき台として引き続きご意見をいただいて、また修正したもので再度ご議論をお願いしたいと思います。

○E 委員 それでは、具体的な意見については後程ペーパーにでもしてお届けするようにしたいと思います。

○委員長 では、是非宜しく申し上げます。

○事務局 何点かお答えしたいと思います。まず、D 委員からご指摘いただきました、特に管渠というものは下水道資産の大部分を占めていて、それをどのように維持、マネジメントしていくか、それに対して国というものが一定かかわりを持っていくべきではないかというご指摘でございます。

まさに、そのとおりではないかと考えております。現在、管渠更生に関します検討委員会を設けて検討しているところでございます。既にできた老朽管渠では当然ながら現に下水が流れており機能を保持して、都市活動を止めることなく更生していかなければなりません。そのためにいろいろな管渠更生工法が出ているのですが、さて、どんな強度で直っているのか、それが何年もつのかというようなところについての統一的な物差しがないのが現状です。そうは言っても技術開発は進められてきたという状況でございます。

現在、この委員会におきまして、管渠更生工法に求められる性能、まさに品質基準を、まず全国統一的な物差しを作成したところであります。その基準を達成するための設計の考え方、施工・管理の考え方、維持の考え方、これらを網羅したガイドラインを作成して

おります。このガイドラインに基づきまして、1つ1つの工法がほんとうに評価に値する工法なのかというようなことを、また公的な目で継続的にチェックしていく必要があるのだろうと思っております。

そんなことを前提に、23ページの一番上をごらんいただきたいんですが、管路施設は地中構造物であるため劣化状況の把握が難しく、また耐用年数も長いことからというようなことで、公的機関においてどのような材料を選ぶのか、建設、維持修繕・改築更新の各段階における技術、こういったものを一体的に評価し、あるいは、そのために具体的にどのような試験を持って試みていくのか、そのような仕組みが必要であると考えております。もちろん、この中にはどのような組織がということも含まれていると理解しておりますが、その検討の必要性を示しているところでございます。

それから、E委員の計画という言葉が幾つも出てくることについてですが、柱の1つとして考えておりますのは、現在、下水道法に基づく事業計画、いわゆる認可計画と言っているものを直すというところにあります。現在は、この事業計画というのは、単につくる、新設するものについて、何をつくるか、いくらでつくるか、その財源内訳はということだけの提出を求めるとものとなっております。

これを、先ほどから申し上げておりますように、新設だけではなくて、大規模修繕、改築更新なども含めて、全体としての計画をつくっていただいて、持続可能な下水道という観点からの審査をしていく。その際に、下水道使用料金をどう考えるのか、いくら取っているのか、接続率はどうするのかというような経営計画というようなものも同時に提出していただくことによって、経営の中身も審査し、認可や補助決定に反映させていく。そこが一番大きな計画の流れだと思っております。

あと、いろいろ計画が出てきておりますが、やはり個別施策。例えば普及拡大をどこの地域をすとか、浸水対策をどこの地域を重点的にやっていくかと、そういった個別施策ごとに地域の方々、あるいは、関係する民間の方々と一緒に、協議会などをつくりながら計画を合意形成していくという仕組みの中で、さまざまな計画という名称が登場しております。そこは、幾つも計画をつくるということになると大変ですので、今後の整理としてわかりやすく整理していく必要があると思っております。

○E委員 1つだけ、今のお話で、例えば13ページに、雨に強いまちづくりの計画をつくると書いてあります。15ページには、事業継続計画をつくる。そして、16ページには、合流式下水道緊急改善計画を評価し云々と書いてあります。それが、一体最後どこへ

行くのかとか、ある部分は地域防災計画に行くし、ある部分は下水道の事業計画にも行くしということなのでしょうが、非常に並列的にいっぱい書いてあって、ちょっとわかりづらいという印象を持ったということです。

○委員長 何か回答はありますか。

○江藤下水道部長 基本的には、下水道法に基づく事業計画というのは、下水道整備補助金の前提になりますから、そこで合流改善とか、浸水対策とか全部集約された格好になっていけば良いと考えます。ただ、ここで考えておりますのは、一步を踏み出して、住民の方とかを巻き込んでいくことを考えており、そのようになりますと、そこが下水道法上の事業計画の世界かどうかというところがあり、計画論として多少整理が必要ではないかと思っております。しかし、事業そのものにかかわる部分については、すべて事業計画の中でカバーする方向で考えております。

○E 委員 ありがとうございました。

○委員長 どうぞ。

○F 委員 今の説明を伺いまして、概ねよく理解できたところもあるんですけども、全体について私の感想を申し上げますと、少し重複があると思います。文言とか、これは文書の整理の問題だと思うのですが、もうちょっとシェイプアップできるかなというところはあるかと思います。

ただ、全体としては、先ほどから出ておりますように、思っていたよりもすごくいいものが出てきたなという感じです。私から見ますと、ものの考え方等、パラダイムが変わっているというところがとても大事だと思っています。私から見ると、例えば4ページのところで、下水道の役割について、速やかに排除するということから、都市における雨水を適正に管理するというような言い方であるとか、それを明確に出されたと理解しております。あるいは、要するに法律に反しない限りで、先取的な運用により、できるだけことは行政の中でやっていくということで、いよいよということになれば、変えればいいということだと思うので、多少いろいろ言われようともやっていくということが大事かと思っております。また、経営計画なども取り込んでいくというのは、非常に良い試みではないかと考えております。

しかし、教えていただきたいというか、コメントとしましては2点あります。1つは、15ページに水系リスクという言葉が出てくるのですが、これは皆さん、よくわかっている言葉なのか、内容がはっきりわからないので、言葉がそれでいいのかということ、内容

をもう少しわかりやすく書いていただきたいと思います。

もう一つは、9ページに国の役割という話が出てきて、私もずっとそういう問題意識を持っていて、特にこの2段落目のところで、各地域の最適解が必ずしも広域的なものではなく、だから、国がいろいろな観点で対応するというパラグラフの文章は大変よろしいと思っています。

蛇足ですが、わりとこういう文献、法律だけで見ますと、似たような行政スキームを持っているのは港湾です。もちろん細部は違うのだけれども、こういうことを港湾のほうでも言えないかなと思います。やっぱり国土交通行政の中で、下水道行政は結構クオリティーが高いところだと思います。相対的にすごく問題があるのは港湾行政で、こういう発想はもう少し入れていただかないと困るなということを感じて思っています。是非、お話しされて、教えてあげていただけるとありがたいなと思っています。

それが前提なのですが、問題は実質論であります。16ページのほうにも同じように、国家的 중요水域なんていう言葉が出てくるのだけれども、三大湾が国家的 중요水域だから国が役割を果たすというのは、実質的に何を意味しているのかということがわからない。国家という言葉が浮いている感じがしまして、内容をもう少し詳細化してもらわないと、何か観念だけ先行して国家主義になられても困るなというのがあります。

17ページも同じ言葉が出てきます。国家的 중요水域で国が積極的に関与するといっているのだけれども、ここで言っている国家的重要性というのは、水質に限ると言っておられるということなのか。水質に限るということになると、ほんとうに国が出て行ってやらなきゃいけないような事項なのかというのが、少し弱いかなという気がしております。とりあえず、そんなところです。

○委員長 ほかに。どうぞ。皆さん、とにかく一度は発言してください。時間がちょっとないのだけれども、どうぞ。

○G 委員 手短かに申し上げます。全体を拝見しまして、ナショナルミニマムとしての下水道という観点から、国の責務ということを財政支援も含めて示しておられるということ。そして、それに対して、実際の現場での汚水処理のあり方については、地域の実情を踏まえて、最適なシステムを地域の住民参画も含めて考えていくということを打ち出しておられて、そういう意味では、非常にすっきりした、よい提言が入っていると思ったところです。

ただ、気になった点がございます。まず、3ページ目の上のところに、現状としての自

自治体の財政が非常に厳しいということが書かれているが、前回の骨子案と比べると、思っていたよりもかなり短いフレーズで、数行で終わってしまったんだなというところについてちょっとびっくりしたところです。特に「中小市町村では財政が厳しい」と、中小市町村に限定した書き方になっているが、おそらく小規模な市町村で起こっている財政問題、つまり、交付税等の減少に伴って歳出を減らさなければいけないということと、大都市部におけるこれまでの累積債務がたくさんあって、その中でさらに今後財政需要が増えていく中で、その財源をどう確保するかという厳しい財政状況というのと、それぞれ厳しい財政状況の中身は異なると考えております。そのことと、下水道の整備がある程度終わり、今後、維持更新の財源はどうするかということと、まだ污水处理が十分ではなくて、その施設をどう入れていくかということについて、財政需要にどう対応するかということと、それぞれ課題があると思うので、そのあたりをもう少し整理して書かれておくといいのかなと思ったというのが、1点目です。

それから、先ほど計画ということに関して、E委員のほうからお話もあったんですけども、これまでの認可計画の新設分だけを見ていたということから、今度、経営計画全般についてみていくような仕組みを入れるとありました。そのこと自体は構わないと思うのですが、他方で今、地方財政のほうの破綻財政の議論で、これまでは実質収支比率で見ていたものを、公営事業会計とか、公営企業まで入れた連結で実質収支を見るというような指標を財政のほうでも入れるというような議論が出ております。そのこととの関係で、これから自治体のほうが実際に下水道をどういうふうに入れていくかというときに、資金調達をどうするかということも含めて、収支比率という数値が、例えば資金を調達するときの利回り、借入れ条件に直接影響が出てくるというようなことが起こってくると思います。

そういうことを考えたときに、この経営指標というものをベースにして指導、助言を行うとか、あるいは補助のあり方を見直すというのは、1つの方向としてあり得るのですが、単純に地域ごとに、それぞれこれまでの経緯とか個別の状況があるので、一概に指標ということだけで補助のあり方を見直すということまで書いてしまうというのは、私は非常に心配です。そのあたり、経営健全化に向けた取り組みに問題があるというのを、どういうところで見えていくのかということに関しては、相当慎重な対応をしていく必要があるのではないかと思います。

ですから、そこの書きぶりということを工夫する必要があるのかなと思ったということ

です。特に、構造上どうしてもコスト高になってしまう自治体というのはあるので、個別の事情を見ながら、どこまで地域の自己決定と国の財政支援というものを考えるかというところについて、何かもう少し書き込んだ記述というのがどこかに入るといいのかなと思ったということです。以上です。

○H 委員 私は認可の事業計画のところで、折角ここまでやるのであれば、先ほど青森の市長さんのお話も出ていたように、つくるのからずっと維持管理までやっていく中で、他の事業との関係をよく見るようにとの記述が必要かと考えます。下水が污水处理のメインだということはみんなわかっているわけだから、やっぱりその中で他の事業の様子も見ながら、事業計画をつくるのから維持管理までやっていくことを示すことが必要かと考えます。それは、住民にもきちんと公表しますよというのを、もう少し出してあげても良いと思います。それは、各省とのやりとりがありますが、できるだけそこまで持っていったほしいと考えております。しかも、決まった認可事業計画は国交省としては責任を持ちますよと、こういうのがいいのではないかと思います。

○I 委員 遅れて来たので、全体をつかんでいるわけではないんですが、ざっと目次のキーワードを見て気になった点を申し上げます。というのは、4（2）②の水循環系の形成ですが、水循環系の形成というのは意味をなしません。水はもともと循環しているのだから、健全なとか、望ましいとかいう何らかの形容詞がつかないと、意味をなさない言葉となります。それから、前から申し上げていますように、下水道としては当然、水質を含んでいることから「水・物質循環系」とされるのが良いと思います。

もう一つのキーワードとして、僕が抜けていると思うのは、そういう健全な水循環系というか、システムとして実現する場合は流域で、流域管理という小委員会を持っておられるわけです。やっぱり、これは表へ出てしかるべきキーワードだと思います。ただ、環境のところだけで流域管理を出すのかどうか問題ですけども、例えばこの項目を「健全な物質循環系の形成と流域管理」として、下水道が今一生懸命引っ張っていらっしゃる流域管理というのを表へ出して、その記述を入れるべきだと、私の分野では思いました。

○委員長 それぞれの分野から非常に重要な指摘があったと思います。また、私の感想をもう一言言わせてもらおうと、先程のある種の危機感が最初は感じられないとか、下水道が中心になり、その他の農業集落や浄化槽をあわせて考えてはどうかという話がありましたが、これらに関係して、社会状況の変化というようなところで、環境基本計画の問題とか、循環社会形成基本法とかを記載すべきと思いました。

それから、社会的な、これはいかにも下水道の分野だけから見た世界観というか、社会観になっていると思います。もうちょっと世の中全般がどういうふうに今動いているとか、皆さんの関心がどちらへ行っているとか、だから、下水道はこうしなくてはいけないのか。その辺のところ、社会状況の変化はもっとそういう法律の変化とか、制度の変化とか、世の中の変化というのを踏まえたものとなるべき。下水道の人はわかるけれども、ほかの人からは、下水道が自分たちのことだけを考えて合理化しようとしているのかなと思われるってしまうような気がします。

我々も論文を書くときは、やっぱり世の中というか、過去にはこういうことがあって、だから、自分のオリジナルな論文、論点はここにあるという書き方をするわけです。そういう意味で、僕はやっぱり世の中の動きというものをもう少し客観的に書き込んでいった上で、だから、これが必要だと書く必要がある。

そういう意味では、先ほどB委員が言われたような意味で、下水道というのを中心としながら流域管理をやって、それで農業集落も浄化槽も入れるし、場合によってはよくよく考えて、今から計画を多少変えてもいいから、つなぎ変えてでもやったほうがいいのではないかと。そこへ持って行けると、何も下水道は自分たちの利益だけのためではなくて、世の中の大きな流れの中で制度も変えようとしているとの説得力は出てくるように思います。

ですから、何かその辺の、もう少し世の中全般に対する目配りから、逆に、だから新しい下水道が必要になってきて、静脈系だった下水道から動脈系に変わっていくのだという、その辺のところをきちんと書き込む必要があると思います。

私は、ぜひ下水道法を改正すべきだというようなことまで、やっぱり一言入れてほしいと思います。そういう意味で、新しい水環境と健全な水循環系というか、物質も含めた循環系の中に下水道という役割があり、それは流域間でもあるし、三大湾岸でも同じことです。汚濁負荷量をトータルに管理しなくてはいけない。そういう中で、市町村に行けば、下水道の分野の人が一元的に管理をやったほうが合理的だと考えております。そういう話の中に位置づけられると良いような印象を前から持っているし、言っているのですが、どこまで書かれるのか、書かれないのか、わかりませんが、私の最大の論点はそこにあるように思っています。

もう一つ、確かに住民参加型のある種の評価とか、計画の進め方になるのだろうけれども、やっぱり僕は住民がほんとうに客観的にというか、問題を見極めるかどうかというの

はものすごく問題があるように思う。だから、国がとは言わないけれども、ある種の第三者機関というものがそういうのを見ながら適正にガイドしていくというのが、やっぱり必要な気がするのですね。これは、国がどこで関与するか、補助金の支援のところだけで関与するのかわからないけれども、先ほどの農業集落だとか、浄化槽だとかいうのを全部入れた計画を管理するとすれば、もしかすると、ある種の第三者機関のほうがいいかもしれませんね。それは、評価という意味で適正にやっているところには補助金をたくさんつけても良いのだけれども。住民が入りさえすれば、適切な監視主体になるかというのは、ちょっと疑問を持っております。

もう一点、D 委員さんの言われたところで、民がどのくらいまでかかわれるかということで、特区の問題とか非常に重要だと思うけれども、一方で、国が品質基準をどこかで決め始めると、ローカルスタンダードというような言い方をすると、少し矛盾する部分が出てきますね。

だから、国が何種類か基準を設けて、どの基準を使うかはローカルスタンダードだと、こういうことなのかもしれないけれども、幾つかつくと、何で一番低いグレードのやつをやるのかといって、またそこで問題が起きてしまう。何となく国がやると、一律に日本中どこでも同じという話になる。だから、そこをローカルスタンダードみたいなやつをどういうふうに設定して、あえてもう平気だというふうに言い切れるかどうか、その辺のポジションは非常に重要な論点かとは思います。

だから、幾つか書いてあるけれども、地域に密着してというか、地域にとった途端に、その辺がどこまで任せられて、第三者的なものは見ないでいいのかという辺が、関係として整理が必要なかなという印象を受けます。

ですから、最初が法律問題だけれども、世の中が変わっているから下水道に求められる機能が変化しているという、その辺の書き出しからが必要な気がします。

○B 委員 ただいまの委員長の、国の第三者機関の評価手法、これを取り入れたらいいのではないかというのは、大変これはいいのではないかと私も思います。つまり、議会はチェック機関ですけれども、これを十分わかってチェックするというほどの議員さんはそうめったにいません。

我々は料金改定、下水道料率改定をするときにはこういう作業を行い、それを行った上で、審議会を経て、それをパブリックコメントを行い、議会の承認を得て改定を行っている。そのようなことで、第三者評価みたいなことを全部行っているものである。しかし、

提案する側が勝手につくって、勝手にやっていると思われてしまうと、合理的な計画をしているにもかかわらず、それは第三者がなかなかそう見てくれないということは、非常にこちらも切ないわけです。

そこに権威のある第三者機関が評価する、これもちゃんとかけましたよとなると、非常に説得力が出ますので、主体者側としてはあったほうがいいなという気がいたします。まじめにやっても、そう思われないところがあるのです。ですから、そういう第三者の評価機関があって、そこもちゃんとやりましたと、パブリックコメントもやりましたということがあったほうが、進めやすいような場面が多くあるような気がします。

○委員長 どうぞ。

○F 委員 でも、第三者評価機関というのは、動機はとても美しいのですが、実際につくると、最近では弊害のほうが目立っている。発想、着想はいいんですけども、実際にそれを動かすと、まあ、大変な無駄をやっておりまして、政策評価というものやらなければいけないし、第三者評価機関の評価というものもやらなければいけないしということで、そこはあまりきれいな事で話は済まないの、もうちょっとよく考えて、入れるか入れないかということもお考えいただきたいと思います。

○委員長 それは、そのとおりですけれども、やっぱり私は、ある種の当事者同士の話では解決しないような要素もあるのではないかという意味で言っているものです。大学なんかで、膨大な紙、何トン車かなんかで何十冊を送ったとかいう話を聞くと、無駄が多いのではという気は率直にはしています。ですから、やり方と中身は考えなければいけないかもしれません。

ほかにはどうでしょうか。最後、総括的な今後の予定も含めて何かありますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます、貴重なご意見をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、まだ現時点でたたき台といいますか、議論をしていただくための素案ということでお示ししております。私どもも本日のご意見を踏まえてさらに検討を深めたいと思いますし、委員の先生方にもまたご覧いただいて、具体の記述等について、ペーパーなりご意見をいただければ幸いですと思っておりますので、是非またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、個別に連絡をとらせていただいて、私どもが直接ご意見を伺いに伺うなり、中身を深めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 おおよそのスケジュールはどうなりますか。

○事務局 6月が最終取りまとめなので、4月の下旬から5月の初めぐらいには、一応再整理した格好でまた日程を調整させていただいて、こういう会議を持っていいただければと思っています。

○委員長 ほかの幾つかの委員会がありますね。そこと何となく並ぶ必要があるのですか。それとも、かなり独自の意見というのか、それでも構わないのですか。

○事務局 ほかの小委員会も継続的にやられているようでございますので、一応、中間報告的なある程度の姿は見えてまいりましたから、省内的に特段下水道小委員会が何かおこなわれているとかいうことではありません。

○委員長 いや、いろいろ過激な発言が多くて、役所が困るというようなことはないですか。

○事務局 いや、そこは先生方の答申ということですので、表現の仕方等はまた工夫をさせていただくとして、先生方のご意見を尊重した格好でまとめさせていただきたいと思います。

○委員長 是非、皆さん、どんどん言ってあげてください。それでは、よろしいですか。どうも、皆さん、ありがとうございました。もうあと一回ぐらいありそうですけれども、よろしくお願いします。

— 了 —